防衛医科大学校バイオ安全管理委員会に関する達を次のとおり定める。 平成21年3月6日

防衛医科大学校長 早 川 正 道

## 防衛医科大学校バイオ安全管理委員会に関する達

(設置)

第1条 防衛医科大学校(以下「大学校」という。)における特定病原体等の取り扱い及び安全管理に関する事項を審議するため、大学校に防衛医科大学校バイオ安全管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
  - (1) 臨床医学講座を担当する教官から若干名
  - (2) 基礎医学講座を担当する教官から若干名
  - (3) その他委員長が必要と認めた者
- 2 委員は、学校長が指名する。

(任期)

**第3条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合 の補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(審議事項)

- 第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
  - (1) 取扱い特定病原体等の病原生レベルの分類に関する事項
  - (2) 実験室等の安全確保に関する事項
  - (3) 取扱い特定病原体等の利用、保管及び供与に関する事項
  - (4) 事故発生時及び災害時における措置に関する事項
  - (5) その他特定病原体等の安全管理に関する事項

(会議)

- **第6条** 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(委員以外の出席)

**第7条** 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(委任規定)

第8条 この達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この達は、平成21年3月6日から施行する。